

令和4（2022）年3月

士別市長 渡 辺 英 次

「市長への手紙」の回答について

拝 啓

春寒の候 貴方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申しあげますとともに、日頃より市政の推進に深いご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度「市長への手紙」で、情報・コミュニケーション（仮称）条例の策定に関する貴重なご意見をいただきました。

ご意見のとおり、情報・コミュニケーション条例及び手話言語条例は全国で430を超える自治体で既に成立されています。

平成26年3月には手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書が士別市議会から国へ提出されており、全国的にもここ数年で制定の動きが加速しているものと認識しています。

また、障害者基本法においても手話は言語として位置づけられており、同法22条では地方公共団体に対して障がいのある方の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けているところです。

こうした中、北海道においては、平成30年4月に「北海道意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」が施行されており、本市では北海道の条例を基に市独自の施策の推進をしているところです。

今後におきましては、ご意見を踏まえたなかで、市内関係団体や市民のご意見をはじめ北海道や他市町村の情報等を把握しつつ、条例制定について議論を進めていきたいと考えています。

今後とも、士別をより「住みよく」「安心」できるまちにするためのご意見やご提言をお寄せください。

貴方のご健勝を心から祈念申し上げ、「市長への手紙」の回答といたします。

敬 具

・担当課

健康福祉部福祉課

士別市東6条4丁目 電話26-7744（直通）

・広聴担当課

市民自治部自治環境課

士別市東6条4丁目 電話26-7736（直通）